

(1) 依頼

軽減措置の対象となることについて、「認定経営革新等支援機関等（注釈1）」の確認を受ける必要があります。美波町に提出する申告書の内容の確認を同機関に依頼してください。

【必要となる書類】

1. 軽減申告書	申告書の様式は、美波町ホームページでダウンロードしてください。 なお、事業用家屋に対する軽減を受けようとする場合は、申告書の「(別紙) 特例対象資産一覧」についても、認定経営革新等支援機関等に確認依頼をしてください。
2. 収入減を証する書類	会計帳簿や青色申告決算書の写しなど
3. 特例対象家屋の事業用割合を示す書類	事業用家屋に対する固定資産税の軽減を受けようとする方は、家屋の事業用割合確認のため、以下のいずれかの書類を提出してください。 なお、提出された書類に記載されている「事業専用割合(%)」と特例対象資産一覧表の「事業用割合(%)」は一致している必要があります。(注釈2) ・所得税の申告用に算出している「所得税青色申告決算書」 ・所得税の申告用に算出している「収支内訳書」 ・その他公的な書類で事業用の割合(%)が記載されているもの
4. 令和3年度 償却資産申告書一式	償却資産申告書一式については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなります。 なお、課税対象となる償却資産がない場合にも、償却資産申告書の提出が必要です。役場税務課にて償却資産申告書を受け取り、償却資産申告書の備考欄に「該当なし」と記入して提出して下さい。(注釈2)
5. その他 場合によって提出が必要となる書類	収入減に不動産賃料の猶予が含まれる場合、猶予の金額や期間等を確認できる書類(国土交通省ホームページ「新型コロナウイルス感染症対策について」内を参考に、書類を作成してください。)

(2) 確認

下記について、申告書の裏面に、認定経営革新等支援機関の確認を得てください。

1. 中小事業者等であること	個人の場合 ・常時使用する従業員数が1,000人以下であること(申告書の誓約事項で確認) ・性風俗関連特殊営業を行っていないこと(申告書の誓約事項で確認) 法人の場合 ・資本金または出資金の額が1億円以下であること(申告書の誓約事項で確認) ・大企業の子会社でないこと(申告書の誓約事項で確認) ・性風俗関連特殊営業を行っていないこと(申告書の誓約事項で確認) ・資本・出資を有しない法人は、従業員数が1,000人以下であること(申告書の誓約事項で確認)
2. 事業収入が一定程度落ち込んでいること	令和2年(2020年)2月から10月までの任意の連続する3か月の期間の事業収入が前年同期間と比べ、減少していることを会計帳簿等で確認
3. 事業の用に供している資産であること	特例の対象資産について事業用の割合を所得税青色・白色申告決算書等の公的書類を用いて確認

(3) 申告

下記の書類を美波町役場税務課まで提出してください。

- ・軽減申告書(認定支援機関等の確認を受けた原本)
- ・認定経営革新等支援機関等に提出した書類一式(コピー可)
- ・令和3年度 償却資産申告書一式

(注意) 軽減申請の期限は、令和3年(2021年)2月1日(月)までとなります。

それまでに、認定支援機関等で確認を受け、書類を添えて申請いただく必要があります。

(4) 固定資産税の軽減

令和3年5月に発送する「令和3年度固定資産税納税通知書」記載の金額が、すでに軽減された額となります。

【お問い合わせ】

役場税務課 固定資産税担当 ☎ 77-3615 / メール: zeimu@minami.i-tokushima.jp